

被災者に係る医療・介護等の負担の軽減について

1 趣 旨

東日本大震災及び長野県北部の地震において被災され、災害救助法の適用を受けた市町村（東京都を除く）から豊田市に転入された方に対して、国民健康保険税等の減免や、医療機関等での窓口の一部負担の免除について以下のとおり実施する。

2 保険税（料）の軽減

保険税（料）	対象者	軽減内容	根 拠
国民健康保険税	※のとおり	平成23年度分保険税を 免除 （一部平成22年度含む）	豊田市国民健康保険税条例及び豊田市国民健康保険税減免規則による。 市独自の免除制度を適用
後期高齢者医療保険料	※のとおり	被災より12か月分の保険料を被災状況に応じて減免	愛知県後期高齢者医療広域連合の条例による。 （市窓口にて申請受付）
介護保険料	※のとおり	平成23年度分介護保険料を 免除 （一部平成22年度含む）	豊田市介護保険条例及び豊田市介護保険規則による。 市独自の免除制度を適用
国民年金保険料	震災により、住宅・家財等について、概ね2分の1以上の被害を受けられた方	国民年金保険料を 免除 。ただし、免除された保険料を後日追納しないと年金受給額が減額される。	国の免除制度による。 （市窓口にて申請受付）

※ 軽減の対象者

東日本大震災及び長野県北部の地震により、次のいずれかに該当する被災者

ア 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした。

イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った。

ウ 主たる生計維持者の行方が不明である。

エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した。

オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない。

カ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている。

キ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている。

3 窓口負担の軽減

負担額	対象者	軽減内容	根拠
国民健康保険一部負担金	※のとおり	平成23年5月末日までの一部負担金(医療機関における窓口負担)を 免除	今回の震災に係る国の通知による。 6月以降の対応については国の通知まち
後期高齢者医療一部負担金	※のとおり	平成23年5月末日までの一部負担金(医療機関における窓口負担)を 免除	今回の震災に係る国の通知による。 6月以降の対応については国の通知まち
介護保険サービス利用料	※のとおり	平成23年5月末日までの利用者負担の徴収を 猶予 する。	今回の震災に係る国の通知による。 6月以降の対応については国の通知まち
障がい福祉サービスの利用者負担	※のとおり	平成23年5月末日までの利用者負担の徴収を 猶予 する。	今回の震災に係る国の通知による。 6月以降の対応については国の通知まち

4 周知方法

窓口負担の軽減制度については、既に医療機関・事業者等に通知済みである。保険税(料)の軽減対象者には、平成23年度賦課決定通知書に申請案内を同封する。また、軽減制度の案内チラシを、市役所本庁、支所・出張所に設置する等周知に努める。

5 5月2日までの免除等の申請者数

国民健康保険一部負担金及び国民年金保険料(1名)
後期高齢者医療一部負担金(1名)

6 未転入者への対応

- (1) 被災により健康保険証等を紛失した場合でも、名前、生年月日、住所(会社の健康保険の場合は会社名)を申告することにより、医療機関等で受診等することができる。
- (2) 医療機関等の窓口での一部負担金の免除を受けることも可能である。

7 申請窓口及び問合せ先

豊田市役所 福祉保健部

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金について
0565-34-6959 (医療保険年金課)
- ・介護保険について
0565-34-6634 (高齢福祉課)
- ・障がい福祉サービスについて
0565-34-6751 (障がい福祉課)

震災被災者に係る医療・介護等の利用者負担の免除について

1 趣 旨

東日本大震災及び長野県北部の地震において被災され、震災特別法等に規定された特定被災区域から豊田市に転入された方々の医療機関等での利用者負担の免除について以下のとおり実施する。

2 窓口負担の軽減

負担額	対象者	軽減内容	根 拠
国民健康保険一部負担金	次項7の とおり	平成24年2月末日までの一部負担金（医療機関における窓口負担）を免除。（ <u>入院時食事療養費等についても8月末まで</u> ）	国の追加通知により、 <u>免除期間を5月末から延長。</u>
後期高齢者医療一部負担金			
介護保険サービス利用料	次項7の とおり	平成24年2月末日までの利用者負担を <u>免除</u> 。（ <u>施設入所時の食費及び居住費等についても8月末まで</u> ）	<u>豊田市介護保険規則又は豊田市障害者自立支援規則による市独自の免除制度を適用（期間については国の追加通知に準拠）。</u>
障がい福祉サービスの利用者負担			

※ 下線部分：5月9日開催の第7回震災会議からの変更点

3 周知方法

窓口負担の免除にかかる国の通知については、既に医療機関・事業者等に通知済みであり、利用者に対しては6月中に免除申請を行うよう勧奨する予定である。

4 5月23日までの免除対象者数

国民健康保険一部負担金（1名）
後期高齢者医療一部負担金（1名）
介護保険サービス利用者（1名）

5 未転入者への対応

- 6月末までは被災により健康保険証等を紛失した場合でも、名前、生年月日、住所（会社の健康保険の場合は会社名）を申告することにより、医療機関等で受診等することができるが、7月以降については通常どおり提示が必要となるため、再交付申請を早急に行う必要があることを医療機関等に周知する。
- 6月末までは免除証明書が無くても医療機関等の窓口での一部負担金等の免除を受けることが可能であるが、7月以降については免除証明書の提示が必要となることを医療機関等に周知する。

6 財源

国の第1次補正予算（5月2日成立）に財源支援として国庫補助が計上（予算範囲内）。

7 軽減の対象者

東日本大震災及び長野県北部の地震により、次のいずれかに該当する被災者

- ア 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした。
- イ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った。
- ウ 主たる生計維持者の行方が不明である。
- エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した。
- オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない。
- カ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている。
- キ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている。
- ク ア～キに準じて、結婚その他これに準じる理由により免除措置を受ける世帯に属することになった。

8 申請窓口及び問合せ先

豊田市役所 福祉保健部

国民健康保険について	0565-34-6637 (医療保険年金課)
後期高齢者医療について	0565-34-6959 (医療保険年金課)
介護保険について	0565-34-6634 (高齢福祉課)
障がい福祉サービスについて	0565-34-6751 (障がい福祉課)